

公益財団法人大学基準協会

短期大学認証評価に関する規程

平18. 10. 18決定
平22. 1. 28改定
平22. 11. 19改定
平23. 4. 22改定
平24. 3. 9改定
平27. 5. 19改定
平28. 1. 29改定

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、短期大学に関する認証評価について定める。

第2条 この規程において短期大学認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価のうち、短期大学の質的改善・向上を目的として7年ごとに行う評価活動をいう。ただし、7年の周期については、短期大学の希望によりこの期間を短縮することができる。

2 前項に定める短期大学認証評価を申請する短期大学（以下「申請短期大学」という。）は、申請資格充足年度（完成年度＋1年）を経過していることが求められる。

第3条 短期大学認証評価は、短期大学基準及び主要点検・評価項目に基づいて作成された点検・評価報告書、その他の書類の評価及び実地調査を通じて短期大学を総合的に評価する。

第4条 認証評価の結果は、適合、不適合のほか、短期大学基準に適合していると判定するものの、短期大学が抱える問題の重大性に応じて、期限付適合と判定することがある。

第5条 短期大学認証評価の結果、適合の判定を受けた短期大学の認定期間は7年間、期限付適合の判定を受けた短期大学の認定期間は3年間とし、認定マークを付与する。

- 2 認定期間の始期は、短期大学認証評価を行った翌年度の4月1日からとする。
- 3 第1項にかかわらず、認定マークを付与された短期大学がその認定期間内に廃止された場合には、認定マークを無効とする。

第2章 短期大学認証評価の体制

第6条 短期大学認証評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、短期大学評価委員会を設ける。

第7条 短期大学評価委員会は、15名の委員を以て構成する。

2 前項の委員のうち12名については、各短期大学が推薦する者の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。

3 第1項の委員のうち3名については、外部の有識者を理事会が選出し、会長が委嘱する。

4 委員に欠員を生じた場合、その選出の区分に応じて常務理事会で補充委員を選出し、会長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 第4項により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 短期大学評価委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選により会長が委嘱する。

3 委員長は、短期大学評価委員会の職務を管掌する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第9条 短期大学評価委員会には必要に応じて幹事を置くことができる。幹事は短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

2 幹事は、委員長の指示のもとに、短期大学評価委員会の職務に従事する。

第10条 短期大学評価委員会の委員長が本協会の理事でない場合、理事会との意見調整を行う担当理事を置くことができる。

第11条 短期大学評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 短期大学評価委員会の決定は、出席委員の過半数を以てこれを行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第12条 短期大学評価委員会は、短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会を設置する。ただし、必要に応じ、その他の分科会を設置することができる。

2 前項に基づきその他の分科会を設置した場合は、短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会と同様に運営するものとする。

第13条 短期大学評価分科会は、現任の短期大学評価委員会委員、評価員登録者の中から

選出する者及びその他の委員によって構成する。

- 2 短期大学評価分科会の委員は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 短期大学評価分科会に主査1名を置く。

第14条 短期大学財務評価分科会は、現任の短期大学評価委員会委員及びその他の委員によって構成する。

- 2 前項の委員には、実務経験者を含む大学財務の専門家を相当数充てるものとする。
- 3 短期大学財務評価分科会及び同部会の委員は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 短期大学財務評価分科会に主査1名を置く。
- 5 短期大学財務評価分科会の主査は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 6 短期大学財務評価分科会の下部組織として、必要に応じ部会を設置することができる。この場合において、部会の構成及び選任手続等は、第2項から第5項までの規定によるものとする。

第15条 短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会は、短期大学評価委員会委員長の指示に基づき、主査がこれを招集する。

第16条 短期大学評価委員会委員、短期大学評価分科会委員及び短期大学財務評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることができない。

第17条 短期大学評価委員会は評価にあたり、短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会の主査に出席を求めることができる。

- 2 主査が出席できない場合、当該分科会構成員の中から代理人を以てこれに充てることができる。

第18条 短期大学認証評価結果（案）の作成にあたり、短期大学評価委員会委員長は、短期大学評価委員会正・副委員長・幹事会を開催することができる。

第19条 本協会は、短期大学評価委員会の委員、幹事、短期大学評価分科会の委員、短期大学財務評価分科会の委員に対し、それぞれ適切な方法で評価の実務に関わる研修を行うものとする。

第20条 申請短期大学の関係者は、その所属する短期大学の評価に加わることはできない。

第3章 短期大学認証評価の手続

第21条 申請短期大学は、指定の期日までに、短期大学認証評価申請書を会長宛に提出す

るとともに、所定の調書その他の資料を本協会に提出しなければならない。

第22条 申請短期大学は、短期大学評価委員会が評価を開始した日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、申請短期大学の統廃合などにより評価が継続できない場合は、申請短期大学からの申請に基づき、評価を中止する。

2 前項の申し入れは、文書により会長宛に行わなければならない。

第23条 短期大学評価委員会は、評価に必要な資料の提出を申請短期大学に求めることができる。

2 短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会についても、前項に準ずる。

第24条 短期大学評価分科会は、教育研究組織、教員組織、教育課程、施設・設備、事務組織、教育研究活動等について、書面評価と実地調査を通じて行う。

2 短期大学財務評価分科会は、書面を通じて財務の評価を行う。また、必要に応じ、実地調査を行う。

第25条 短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会の各主査は、書面評価と実地調査をもとに、指定の期日までに分科会報告書を短期大学評価委員会に提出する。

第26条 短期大学評価委員会は、短期大学評価分科会、短期大学財務評価分科会及び第12条但書の規定により設置された他の分科会から提出された分科会報告書に基づき、委員長が短期大学認証評価結果（案）を起草する。

2 前項の短期大学認証評価結果（案）には、申請短期大学に対し、短期大学基準に適合、期限付適合又は不適合の判定結果を記す。

3 前項において、短期大学基準に適合していると認定する場合、短期大学認証評価結果（案）に「長所」、「助言」、「勧告」や「評定」を付すことができる。

4 第2項において、期限付適合又は不適合の判定結果を付す場合、申請短期大学に対する短期大学認証評価結果（案）には、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」を付す。

5 短期大学評価委員会委員長は、短期大学認証評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、申請短期大学から意見を聴取する。

6 短期大学評価委員会委員長は、指定の期日までに短期大学認証評価結果（案）を会長に提出するとともに、その年度の短期大学認証評価の概況を理事会に報告する。

第26条の2 理事会は、前条第6項の短期大学認証評価結果（案）を尊重しつつ審議し、短期大学認証評価結果を決定する。

第27条 会長は理事会決定の後、短期大学認証評価結果を文書により速やかに申請短期大学に通知する。

第28条 会長は、短期大学認証評価結果をもとに短期大学認証評価結果報告書を取りまとめる。

2 前項の短期大学認証評価結果報告書は、文部科学大臣に報告するとともに、刊行物やインターネット等の適切な方法で公表する。

第4章 異議申立手続

第29条 異議申立審査については、別に定める。

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

第5章 改善報告書検討手続

第39条 短期大学基準に適合していると認定された短期大学は、短期大学認証評価の結果に示された勧告、助言について、指定期日までに本協会会長宛に改善報告書を提出しなければならない。

第40条 改善報告書の検討を行うために、短期大学評価委員会は、短期大学改善報告書検討分科会を設置する。

2 短期大学改善報告書検討分科会委員は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

- 3 前項に規定する分科会に主査1名を置く。
- 4 短期大学改善報告書検討分科会の主査は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 5 短期大学改善報告書検討分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第41条 短期大学改善報告書検討分科会の主査は、その検討結果に基づいて、指定の期日までに分科会報告書を短期大学評価委員会に提出しなければならない。

第42条 短期大学評価委員会委員長は、短期大学評価委員会の議を経て、検討結果（案）を起草する。この場合において、必要と認められるときは、申請短期大学に対する意見を付することができる。

- 2 短期大学評価委員会委員長は、指定の期日までに検討結果（案）を会長に提出する。

第43条 理事会は、前条第2項の検討結果（案）を尊重しつつ審議し、検討結果を決定し、当該短期大学へ通知する。

第6章 再評価手続

第44条 短期大学認証評価の結果、期限付適合と判定された短期大学は、指定された期限までに、「必ず実現すべき改善事項」及び「一層の改善が期待される事項」に対する再評価改善報告書を会長宛に提出し、再評価を受けなければならない。

- 2 前項に定める再評価を指定された期限までに受けない場合、適合認定の期間を終了した時点で、その短期大学は短期大学基準に適合していないと判定されるものとする。

第45条 再評価に係る書面評価等を行うために、短期大学評価委員会は、短期大学再評価分科会を設置する。

- 2 短期大学再評価分科会委員は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 短期大学再評価分科会に主査1名を置く。
- 4 短期大学再評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第46条 再評価は、書面評価により評価を行うことを原則とする。ただし、短期大学評価委員会が必要と判断すれば、再評価を申請した短期大学（以下「再評価申請短期大学」という。）に対する実地調査又はヒアリングを行うことができる。

第47条 短期大学再評価分科会の主査は、その評価結果に基づいて、指定の期日までに分科会報告書を短期大学評価委員会に提出しなければならない。

第48条 短期大学評価委員会委員長は、再評価分科会から提出された分科会報告書に基づき、再評価結果（案）を起草する。

- 2 前項の再評価結果（案）は、短期大学評価委員会委員長が作成する。
- 3 再評価結果（案）には、短期大学基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。
- 4 前項に規定する判定は、再評価改善報告書において報告された事項のうち、期限付適合の判断に至った問題事項に関する改善状況をもとに行うものとする。
- 5 再評価結果（案）に「勧告」、「助言」及び「評定」を付することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、不適合の判定結果を明記した再評価結果（案）には、「勧告」に代えて「必ず実現すべき改善事項」を必ず付すものとし、また、「助言」に代えて「一層の改善が期待される事項」を付することができるものとする。
- 7 短期大学評価委員会委員長は、再評価結果（案）の完成にあたり、その原案について再評価申請短期大学から意見を聴取する。
- 8 短期大学評価委員会委員長は、指定の期日までに再評価結果（案）を会長に提出しなければならない。

第48条の2 理事会は、前条第8項の再評価結果（案）を尊重しつつ審議し、再評価結果を決定する。

第49条 再評価の結果、短期大学基準に適合していると認定された短期大学に対する認定期間は、第5条第2項に定める期間を含めて7年間とする。

第50条 会長は、第48条の2に定める決定の通知等については、第27条及び第28条第2項を準用する。

第7章 追評価手続

第51条 短期大学認証評価又は再評価の結果、短期大学基準に適合していないと判定された短期大学は、指定された期限までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる。

- 2 前項の申請は、短期大学認証評価又は再評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。
- 3 追評価を申請する短期大学（以下「追評価申請短期大学」という。）は、「必ず実現すべき改善事項」及び「一層の改善が期待される事項」に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

第52条 追評価を行うため、短期大学評価委員会は、短期大学追評価分科会を設置する。

- 2 短期大学追評価分科会委員は、短期大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 短期大学追評価分科会に主査1名を置く。
- 4 短期大学追評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第53条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、短期大学評価委員会において書面評価で改善が確認できる場合は、実地調査を省略することができる。

第54条 短期大学追評価分科会の主査は、その評価結果に基づいて指定の期日までに分科会報告書を短期大学評価委員会に提出しなければならない。

第55条 短期大学評価委員会は、短期大学追評価分科会から提出された分科会報告書に基づき、追評価結果（案）を起草する。

2 前項の追評価結果（案）は、短期大学評価委員会委員長が作成する。

3 追評価結果（案）には、短期大学基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

4 短期大学評価委員会委員長は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、追評価申請短期大学から意見を聴取する。

5 短期大学評価委員会委員長は、指定の期日までに追評価結果（案）を会長に提出しなければならない。

第55条の2 理事会は、前条第5項の追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

第56条 追評価の結果、短期大学基準に適合していると認定された追評価申請短期大学に対する適合の始期は、追評価を行った翌年度の4月1日からとする。ただし、第5条第1項の規定にかかわらず、認定の期間は、不適合となった年度から7年後の年度の3月31日を終期とする。

第57条 会長は、第55条の2に定める決定の通知等については、第27条及び第28条第2項を準用する。

第8章 認定証

第58条 本協会は、短期大学認証評価、再評価又は追評価の結果、短期大学基準に適合又は期限付適合と認定した申請大学、再評価申請大学又は追評価申請大学に対して、認定証を交付する。

第9章 評価手数料

第59条 短期大学は、短期大学認証評価、再評価又は追評価の申請にあたり、別に定めるところにより評価手数料を納めなければならない。

第10章 短期大学基準委員会

第60条 定款第33条第1項の規定に基づき、常務理事会は、短期大学基準の設定及び改定を行うために、短期大学基準委員会を設置することができる。

- 2 短期大学基準委員会は、短期大学評価委員会委員及びその他の委員によって構成する。
- 3 短期大学基準委員会の委員は、常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第61条 短期大学基準委員会は、短期大学基準（改定案）を作成する。

- 2 短期大学基準（改定案）は、基準委員会の承認を得た後、理事会で決定する。

第11章 補則

第62条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行を以て、「短期大学認証評価に関する規程細則」（平成18年10月18日）は、廃止する。
- 3 第6章に定める再評価手続については、平成22年度までの短期大学認証評価を受けた短期大学で、短期大学基準に適合又は不適合との判定を保留された短期大学に対する再評価にも適用する。この場合において、第44条第1項中「期限付適合」とあるのを「判定保留」と、同条第2項中「適合認定の期間を終了した時点」とあるのを「判定保留の期間を終了した時点」と、また、第49条中「第5条第2項に定める期間を含めて7年間とする」とあるのを、「再評価を行った翌年度の4月1日を始期とし、判定保留の始期となった年度から7年後の3月31日を終期とする」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月9日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年5月19日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成28年 1 月 29 日）

この規程は、平成28年 3 月 1 日より施行する。